

燃料価格高騰の影響を受けている皆さまへ

施設園芸、茶・大麦若葉加工に要した燃料購入費の支援をします

佐賀県では、さが園芸888運動を推進するため、物価高騰の影響を受けながらも施設園芸、茶・大麦若葉加工に取り組む皆さまの負担軽減を図り、経営の継続を促す支援を行います

支援内容

対象期間中に、園芸施設の加温及び茶や大麦若葉の乾燥に用いたA重油、灯油、LPガスの使用量に応じて支援金を交付します。

(各燃料購入量に支援単価を乗じた値の合計(千円未満切り捨て)が支援金額となります。)

申請期間

【茶・大麦若葉】 令和8年 5月1日(金) から 令和8年 5月29日(金)まで

【施設園芸】 令和8年 9月1日(火) から 令和8年 9月30日(水)まで

支援対象期間

【茶】 令和7年 4月 から 令和7年10月まで

【大麦若葉】 令和7年12月 から 令和8年 3月まで

【施設園芸】 令和7年10月 から 令和8年 6月まで

支援単価

A重油 6.25円/L

灯油 6.60円/L

LPガス 8.25円/kg

交付の条件

- 佐賀県内に居住し、申請日において燃料を使用する加温施設で農業を営んでいる、燃料を使用する茶工場で茶又は大麦若葉の加工を行っている、茶又は大麦若葉を生産している、いずれかに該当すること
- 燃料高騰に備えて、セーフティネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいること又は、今後取り組む意向があること

必要な書類

- 申請書兼請求書
- 誓約書(自署)
- 対象期間中の燃料購入数量が分かる書類 例)領収書や燃料会社が発行した購入証明書等
- 本人確認書類 例)運転免許証のコピー
- 振込先口座の確認書類 例)通帳見開き1ページ目のコピー

申請の内容によってはその他必要な書類があるため、事務局からご連絡いたします

申請方法

- ① 国のセーフティネット事業に加入している方 ➡事業の支援を行う窓口を通して申請が可能です
- ② 加入していない方(スマホをお持ちの方) ➡下記フォームからオンライン申請が可能です
- ③ 加入していない方 ➡下記宛てに申請書類を郵送でお送りください

【注意】 申請数量がA重油160L未満、灯油152L未満、LPガス122kg未満の方は支援対象外となります。令和8年度中に、申請者が施設園芸、茶、大麦若葉の栽培を中止した場合や虚偽の申請を行った場合は返還の対象となります。

オンライン申請フォーム

4月頃作成予定

郵送先

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県農業再生協議会事務局
(佐賀県農林水産部園芸農産課内)